

区のおしらせ



中央

11/21

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp>

TOKYO交通安全キャンペーン 12月1日(土)~7日(金)

年末における交通事故防止および渋滞防止を図ることを目的に、都内において「平成二十四年TOKYO交通安全キャンペーン」が実施されます。

区と区内警察署などが連携して、「やさしさが走るこの街 この道路」をスローガンに、次の重点項目を掲げてキャンペーンを推進していきます。

子どもと高齢者の交通事故防止

小学生の飛び出し交通死亡事故が発生しています。信号を守ることや横断歩道を渡るなど交通ルールを守りましょう。

高齢者の皆さんは、昼間も明るく目立つ服装を心掛けるとともに、夕暮れ時や夜間は反射材用品を身に付けて外出するようにしましょう。

運転者の皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、徐行や十分な間隔を保持するなど「思いやりのある運転」を心掛けましょう。

自転車の安全利用の推進

自転車に乗るときは、自転車安全利用五則を実践し交通ルールを順守しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- ◎ 銀座一丁目から八丁目まで



▲「TOKYO交通安全キャンペーン」ポスター

ルールを守る 気持ちゆるめず 無事故の街に

の中央通りの歩道上は自転車に乗って通行することはできません。車道の左側を通行しましょう。

ブレーキやライトを備えていない自転車は道路を走行することができません。自転車販売などで定期的に点検整備を受けましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故に直結する悪質な犯罪です。また、車を運転することを

知りながら運転者に酒を勧めたり、酒を飲んだ人に車両を提供すること、飲酒運転の車両に同乗することも、犯罪として道路交通法で厳しく罰せられます。「酒を飲んだ人には車を貸さない、運転させない、同乗しない」ことを実践しましょう。

運転者の皆さんは、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底しましょう。

二輪車の交通事故防止

二輪車のスピードの出し過ぎや無理な追い越しは大変危険です。自分の運転技術や車両の性能を過信することなくカーブや交差点の手前では十分に速度を落とすなど、安全運転に心掛けましょう。

また、ヘルメットや胸部プロテクターを正しく着用して、自分の身体を守りましょう。

また、日頃から交通ルールなどを家庭で話し合う習慣をつけていきましょう。

違法駐車対策の推進

違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因になるなど、都市交通に悪影響を及ぼしています。

車での外出や買い物の際には、あらかじめ駐車場の場所を確認しておきましょう。そして、短時間でも必ず駐車場やパーキング・メーターなどを利用しましょう。

地域ぐるみで、違法駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。

主な内容

住宅に関する事業のご案内
東京都知事選挙

2頁
4頁

このほど、さまざまな団体の代表との「区政を話し合う会」が開かれ、幅広い問題について活発、かつ熱心に意見を交換することができて大変有意義でした。この会は区民各層の意見や要望を直接聴き、行政施策に生かすため昭和四十七年から毎年開催しています。四十一回目の今回は消防団区商連、工団連、消費者友の会、婦人学級連絡会、体育協会、各種障害者団体、食品衛生協会、PTA連合会など二十三団体と一般公募の方が参加。この中で、まちづくりについては築地場外市場の波除通りの整備、東京駅前の再開発促進、マンションの適正管理などが喚起されました。また、「福祉」では重度身体障害者の通所サービスや医療ケアの充実、知的障害者の特別支援教育の拡充や雇用促進、精神障害者の地域活動支援センターの設立などが要望されました。さらに、長引く不況から脱却するため、さらなる景気浮揚策が強く提案されました。一方、行商による路上弁当販売が目立ちますが、不衛生であるため、厳しく取り締まるよう監視強化も求められました。



こんには
正長です
やだよしひで
中央区長 吉田 義隆



住宅に関する 事業のご案内

住宅修繕等資金 の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあつせんします。また、要件を満たす修繕などについては、区が利子補給を行います。

万円から一万円を単位として七百万円まで
利子補給
次の工事には利子補給を行います。
木造住宅の耐震補強工事と高齢者・心身障害者(盲)に利便を与える工事の融資額に対しては、一定の要件を満たした場合、区が二%の利子補給を行います。
また、アスベスト除去工事の融資額に対しては区が一・七%の利子補給を行います。

対象となる住宅
・区内に所在するもの
・建築基準法上適法のもの
・居住部分の床面積が二百四十㎡以下であるもの

修繕等の範囲
住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事
◎増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事は、対象となりません。
申込資格
次の全ての要件に該当する方

・修繕工事をする住宅に居住
または、修繕後に居住しようとしていること
・住民税を滞納していないこと
・融資を受けた資金の返還およびその利子の支払いについて十分な能力を有すること
この制度による資金融資を受け、償還中の者でないこと
・返済完了時の年齢が八十歳未満であること
融資額
工事費用の範囲内で、二十

対象
・六十歳以上の高齢者
・障害のある方(障害の程度による条件あり)
助成額
・預かり金タイプは利用費用の二分の一
・月払いタイプは事務手数料
◎詳しくはお問合せください。
家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象
・六十歳以上の方、または、

省エネナビを設置して家庭の省エネを『見える化』してみませんか

区では、中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の参加者を対象に、家庭の電気使用量や二酸化炭素排出量がリアルタイムで表示される「省エネナビ」の貸し出しをしています。

家庭の分電盤に測定器を取り付けるだけで、現在の電気使用量や電気料金、CO₂排出量を常に確認することができます。

「節電に興味があるけど、何をすれば効果があるのかわからない」という方、「節電を心掛けてはいるけど、どのくらいの効果が出ているのかわからない」という方、省エネナビを使って、家庭の省エネを「見える化」してみませんか。
対象
中央エコアクトに参加する区民

貸与期間
二カ月

要介護・要支援認定を受けている六十歳未満の方(同居者は配偶者、満六十歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている六十歳未満の親族等に限り)
・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
・子育て世帯(扶養義務のある十八歳以下の者が同居)

助成額
保証料の二分の一

住宅住み替え相談
住み替えの困難な高齢者に宅地建物取引業協会の協力を得て民間賃貸住宅への住み替え支援を行います。また、一般世帯を対象に公共住宅の案内

その他
・貸与期間中に、中央エコアクトに取り組んでください。
・貸与費用は無料です。
・省エネナビの設置と撤去は区が派遣する業者が行います。

貸出可能台数には限りがあるため、申請から設置までお待ちいただく場合があります。

中央エコアクトとは
中央エコアクトとは、日常生活における環境活動により、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量を減らしていく取り組みをシステムとしてまとめたものです。

このシステムは、皆さんが家庭で無理なく取り組むことができ、節電や光熱費の削減を図ることができます。

認証
二カ月間取り組み、一定の成果をあげると区から「認証

内など住宅相談を行っています(住宅の紹介は高齢者世帯のみ)。
相談日時
毎月第二、第四火曜日
午後1時～4時(要予約)
相談員
(社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員
区職員

共通
※問合せ先
住宅課計画指導係
☎(3546)5466

住み替え支援については高齢者福祉課高齢者サービス係☎(3546)5355



▲省エネナビ

特典
・太陽光発電システムや省エネエネルギー機器等導入費助成制度での上乗せ助成の適用を受けることができます(平成二十四年度は受付を終了しました)。

エコ・アクション・ポイントポイント分を差し上げています。
ガイドブック(申込用紙)の配布
区役所七階環境政策課で配布しています。
また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

※問合せ先
環境政策課温暖化対策推進係
☎(3546)5406

エイズ予防月間

11月16日(金)～12月15日(土)

日本では平成二十三年に、HIV感染者千五十六件、エイズ患者四百七十三件の報告があり、新規エイズ患者報告数は過去最多となっています。一方、全国の保健所などでのHIV検査件数は前年からほぼ横ばい、相談件数は減少しています。このことから、潜在的な感染者数の増加が予測されます。

HIV感染は、発見が早ければ適切な治療でエイズの発症を遅らせることができます。また、 Condom を正しく使用することで、予防することが大切です。

世界エイズデー
WHO(世界保健機関)では、十二月一日を「世界エイズデー」と定めています。
今年のテーマは「AIDS GOES ON: エイズは続いている」です。
エイズ予防月間にあわせて、街頭キャンペーンを実施します(別表参照)。

エイズ・性感感染症の検査・相談
匿名、無料で受けられます(要電話予約)。
検査日
毎月二回(原則第二・第四木曜日)
午前9時～9時45分
※問合せ先
中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

日時		会場
12月3日(月)	午前9時～	日本橋橋梁付近
	正午～	銀座数寄屋橋公園 ・晴海トリトンスクエア 2階グランドロビー

◎キャンペーンは配布物が終わり次第、終了します。

落ち葉の清掃にご協力を

夏の間、木陰をつくり、快適な空間を与えてくれた街路樹も、越冬の準備のため葉を落とします。
落ち葉は、そのままにしておくと、葉が雨に濡れ、滑って転倒する場合があります。区が行う清掃だけでは、対応できない場合もありますので、落ち葉の清掃に区民の皆さんのご協力をお願いします。

※問合せ先
水とみどりの課道路緑化施設係
☎(3546)5437

区立住宅・区立高齢者住宅・区立ひとり親世帯住宅・区営住宅あき家入居者および都営住宅(地元割当)入居者募集

区立住宅等の募集の詳細は次のとおりです。
なお、平成二十四年度の募集から区立住宅等の申込資格に「暴力団員でないこと」が加わりました。

区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

対象

次の①～⑥全ての要件を満たす方

- ① 申込者本人が、次のいずれかにあてはまる成年人者(二十歳未満の既婚者を含む)で、そのことを住民票などで証明できること
- ② 申込日現在、区内に居住している
- ③ 区内に居住していないが、二親等以内の親族が申込日現在区内に居住している
- ④ 平成二十三年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表の所得基準の範囲内であること
- ⑤ 現に同居または同居しようとする親族(内縁、婚約者を含む)がいること
- ⑥ 現に住宅に困っていないこと
- ⑦ 住民税を滞納していないこと

区立高齢者住宅

高齢者の世帯を対象とする住宅です。

対象

次の①～⑥全ての要件を満たす方

- ① 申込者本人が中央区に引き続き三年以上居住し、そのことを住民票などで証明できること
- ② 平成二十三年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表の所得基準の範囲内であること
- ③ 介護を必要とせず自立して日常生活を営めること
- ④ 現に住宅に困っていないこと
- ⑤ 住民税を滞納していないこと
- ⑥ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

区立ひとり親世帯住宅

十八歳未満の児童のみを扶養している配偶者のいない世帯を対象とする住宅です。

対象

- ① 申込者本人が、次の①～⑥全ての要件を満たす方
- ② 同居者が十八歳未満(平成二十四年十二月一日現在)の児童のみで、かつ、当該児童を扶養しているひとり親世帯であること
- ③ 申込者本人が、中央区内に引き続き一年以上(平成二十三年十二月一日以前から)居住し、そのことを住民票などで証明できること
- ④ 現に住宅に困っていないこと
- ⑤ 住民税を滞納していないこと
- ⑥ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

暴力団員でないこと
都営住宅(地元割当)
主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

たす方
① 申込者本人が区内に居住する成年人者(二十歳未満の既婚者を含む)で、それを住民票などで証明できること
② 平成二十三年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表の所得基準の範囲内であること

区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

対象

次の①～⑥全ての要件を満たす方

- ① 申込者本人が区内に居住する成年人者(二十歳未満の既婚者を含む)で、そのことを住民票などで証明できること
- ② 平成二十三年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表の所得基準の範囲内であること
- ③ 次のいずれかに当てはまること
- ・ 六十歳以上(昭和二十七年十二月一日以前の生まれ)または昭和三十一年四月一日以前に生まれた単身者であること
- ・ 障害者基本法に規定する身体・精神・知的障害者障害の程度による条件あり
- ・ 生活保護を受給しているなどの単身者であること
- ・ 二人世帯であること
- ④ 現に住宅に困っていないこと
- ⑤ 住民税を滞納していないこと
- ⑥ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

別表

住宅区分	住宅名	募集戸数	間取り	面積	使用料(月額)	所得基準(年間所得)		
						家族数	一般世帯	障害者世帯等
区立住宅	京橋プラザ住宅(特公賃型)	1戸	2LDK	61.4㎡	139,900円	2,276,000円～6,224,000円		
	晴海アーバンプラザ	1戸	2LDK	68.8㎡	143,800円	1,896,001円～14,400,000円		
区立高齢者住宅	築地あかつき高齢者住宅	1戸	1DK	31.6㎡	68,000円	0円～14,400,000円		
区立ひとり親世帯住宅	晴海アーバンプラザ	1戸	2DK	55.6㎡	36,000円	0円～2,400,000円		
区営住宅	勝どき住宅	1戸	1DK	32.6㎡	23,100円～66,600円	1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
						2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
						一般世帯	0円～2,276,000円	障害者世帯等
都営住宅(地元割当)	勝どき二丁目 または 勝どき五丁目	1戸	3DK	42.0㎡	23,900円～35,500円	0円～2,276,000円		
			2DK	33.0㎡	18,000円～26,800円	0円～2,948,000円		

- ◎区立住宅の使用料は、世帯の所得により最大5割まで減額します。
- ◎区立京橋プラザ住宅(特公賃型)の所得基準は、2人世帯の場合です。家族数に応じて所得基準が変わります。
- ◎区立高齢者住宅の使用料は、世帯の所得により最大12,000円まで減額します。
- ◎区立ひとり親世帯住宅の使用料は、世帯の所得により最大12,000円まで減額します。
- ◎区営住宅の使用料は、世帯の所得により1割まで減額します。
- ◎都営住宅(地元割当)の所得基準は、2人世帯の場合です。家族数に応じて所得基準が変わります。
- ◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

中央区まちかど展示館事業の対象事業を募集します

地域の歴史や文化を象徴する物品などを展示・公開する施設の整備および運営に対し助成を行う「まちかど展示館事業」の対象事業を募集します。

対象事業

- ・ 新たに展示施設を整備する事業(町会・自治会などの公共的団体に限る)
- ・ 既存の店舗などを活用して展示施設を整備する事業
- ・ 既に公開されている展示施設を活用する事業
- ◎ 製品の宣伝、営利を目的としないこと、五年以上継続することが必要です。

助成対象

展示施設の整備費(新築、改築、改修、改装などの経費)、展示設備購入費、運営経費の一部を助成します。

新たに展示施設を整備する祝日を除く)に、区役所五階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。また、区のホームページからもダウンロードできます。

申込方法

12月4日(消印有効)までに日本郵便株式会社晴海郵便局留の郵送で申込む。

◎ 申込みは、一世帯につき一通です。住宅の所在地、間取りなど詳しくは申込みのしおり、または区のホームページをご覧ください。

※ 問合せ先
住宅課住宅管理係
☎(3546)5470

場合

施設建築整備(経費の十分の九、上限一千万円)および設計に係る経費(上限二百万円)

・ 施設を改修して整備する場合

改修に係る経費(上限百万円)

◎ 開設後、運営費として原則年額十万円を助成

申込方法

11月26日(月)から12月28日(金)までに区役所六階文化・生涯学習課文化振興係に設置してある所定の申請書に記入の上申込む。

◎ 中央区まちかど展示館認定審査会で審査の上決定します。

※ 申込(問合せ)先
文化・生涯学習課文化振興係
☎(3546)5345

東京都知事選挙

投票日12月16日(日)午前7時～午後8時

東京都知事選挙が十一月二十九日告示、十二月十六日投票で行われます。

この選挙は都民の代表を選ぶ大事な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回新たに選挙人名簿に登録される方は次の要件にあてはまる方です。

選挙時登録

・年齢要件
平成二十四年八月二十八日以前に転入届出をし、引き続き十一月二十八日まで中央区に住んでいる方

・住所要件
平成二十四年八月二十八日以前に転入届出をし、引き続き十一月二十八日まで中央区に住んでいる方

定時登録

投票区	投票所	投票区域
1	城東小学校	八重洲二丁目、京橋
2	泰明小学校	銀座一丁目2番～11番、二丁目2番～9番、三丁目2番～8番、四丁目1番～8番、五丁目1番～10番、六丁目2番～12番、七丁目2番～11番、八丁目2番～11番
3	京橋プラザ	銀座一丁目12番～28番、二丁目10番～16番、三丁目9番～15番、四丁目9番～14番、新富
4	銀座中学校	銀座五丁目11番～15番、六丁目13番～18番、七丁目12番～18番、八丁目12番～21番
5	京橋築地小学校	築地、浜離宮庭園
6	明石小学校	入船三丁目、湊三丁目、明石町
7	中央小学校(※)	入船一・二丁目、湊一・二丁目
8	京華スクエア	八丁堀
9	新川区民館(※)	新川
10	常盤小学校	日本橋本町一丁目1番～5番、二丁目1番～5番、三丁目1番～5番、四丁目1番～8番
11	堀留町区民館(※)	日本橋本町一丁目6番～10番、二丁目6番～8番、三丁目6番～11番、四丁目9番～15番、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋馬喰町
12	日本橋小学校	日本橋人形町一丁目、二丁目1番～14番、21番～31番、37番、三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目1番～28番
13	有馬小学校	日本橋人形町二丁目15番～20番、32番～36番、日本橋蛸殻町一丁目29番～39番、二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町二丁目1番～5番、18番～30番、43番～58番、三丁目、日本橋中洲
14	久松小学校	日本橋富沢町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目6番～17番、31番～42番、59番～62番
15	阪本小学校	八重洲一丁目、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町
16	佃島小学校	佃
17	月島幼稚園	月島一・二丁目
18	月島特別出張所	月島三・四丁目
19	月島第二小学校	勝どき一・二・三・四丁目
20	豊海小学校	勝どき五・六丁目、豊海町
21	晴海区民館	晴海

◎(※)は、前回選挙(平成23年執行区議選挙・区長選挙)から投票所を変更しています。

・年齢要件
平成二十四年十二月二日以前に生まれた方

・住所要件
平成二十四年八月二十九日から九月一日の間に転入届出をし、引き続き十二月一日まで中央区に住んでいる方

中央区から転出された方、またこれから転出される方へ

平成二十四年九月二日以降に都内の他区市町村に転出し、新住所地に引き続き住んでいる方は中央区の選挙人名簿に登録があれば中央区の投票所で投票できます。

ただし、投票する際に、新住所地の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)が必要となります

区内転居された方へ

平成二十四年九月二日以降に都内の他区市町村から中央区に転入し、引き続き居住している方で、前住所地の選挙人名簿に登録があれば、前住所地の投票所で投票できます。

投票する際に中央区の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)(無料)が必要となりますので、区役所一階の総合窓口または、日本橋・月島特別出張所の窓口で交付を受けてください。

投票所はよく確かめて

入場整理券や投票所一覧(別表1参照)などで自分の投票所をよく確かめてから投票に行きましょう。

◎次の投票区の投票所は変更になります(別表2参照)。

入場整理券
投票所の入場整理券は、十一月二十九日(木)に世帯ごとに一括して封書で発送します。投票所では、入場整理券のバーコードで受付処理をしますので忘れずにお持ちください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

期日前投票
投票日当日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます(別表3)。

◎入場整理券の裏面に期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書を印刷しています。期日前投票をする方は、入場整理券が届きましたら必要事項を記入のうえ、別表3の期日前投票所へお持ちください。

郵便等による投票
身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、別表4の要件にあてはまる方は、郵便等投票制度が利用できます。

また、郵便等投票を行う方で別表5に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

郵便等による投票には郵便等投票証明書が必要で、

まだ郵便等投票証明書の交付を受けていない方や、投票日までに期限が切れる方は、選挙管理委員会に証明書の交付を申請してください。郵便等投票証明書が交付されている方には、十一月九日に投票用紙等の請求書をお送りしますので、投票日の四日前までに郵便等投票証明書を添えて請求してください。

選挙管理委員会事務局
☎(3546)5542

別表2 投票所の変更

投票区	変更前	変更後
7	女性センター「ブーケ21」	中央小学校
9	明正小学校	新川区民館
11	十思スクエア	堀留町区民館

◎該当の投票区域は、別表1投票所一覧でご確認ください。

別表3 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
中央区役所1階ロビー(築地1-1-1)	11月30日(金) 12月15日(土)	午前8時30分～午後8時
日本橋特別出張所1階会議室(日本橋蛸殻町1-31-1)	12月9日(日) 12月15日(土)	
月島特別出張所1階会議室(月島4-1-1)		

大規模改修工事のため平成二十五年三月二十六日(火)まで休館しているヴィラ本栖は、設備・内装を一新し、三月二十七日(水)にリニューアルオープンします。

これまで一部屋だったカラオケルームを二部屋に分けるほか、パソコンコーナーを設置します。

また、ゆったりとお休みたいだけのように本館客室のベッドはセミダブルサイズのものを導入します。

新しく生まれ変わったヴィラ本栖
☎0557(87)2711
地域振興課区民施設係
☎(3546)5623

選挙公報は、十二月五日(水)の新聞に折り込んで、各家庭に配布する予定です。折込新聞は朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売新聞の六紙です。

なお、これらの新聞を購読していない方や折り込まれていなかった方は、十二月五日以降、区の施設、新聞販売店および区内郵便局に置いてあります。

投票日当日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます(別表3)。

◎入場整理券の裏面に期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書を印刷しています。期日前投票をする方は、入場整理券が届きましたら必要事項を記入のうえ、別表3の期日前投票所へお持ちください。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、別表4の要件にあてはまる方は、郵便等投票制度が利用できます。

また、郵便等投票を行う方で別表5に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

郵便等による投票には郵便等投票証明書が必要で、

まだ郵便等投票証明書の交付を受けていない方や、投票日までに期限が切れる方は、選挙管理委員会に証明書の交付を申請してください。郵便等投票証明書が交付されている方には、十一月九日に投票用紙等の請求書をお送りしますので、投票日の四日前までに郵便等投票証明書を添えて請求してください。

選挙管理委員会事務局
☎(3546)5542

ヴィラ本栖リニューアルオープン
平成25年3月27日(水)から

大規模改修工事のため平成二十五年三月二十六日(火)まで休館しているヴィラ本栖は、設備・内装を一新し、三月二十七日(水)にリニューアルオープンします。

これまで一部屋だったカラオケルームを二部屋に分けるほか、パソコンコーナーを設置します。

また、ゆったりとお休みたいだけのように本館客室のベッドはセミダブルサイズのものを導入します。

新しく生まれ変わったヴィラ本栖
☎0557(87)2711
地域振興課区民施設係
☎(3546)5623

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

選挙公報は新聞折込
選挙公報は、十二月五日(水)の新聞に折り込んで、各家庭に配布する予定です。折込新聞は朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売新聞の六紙です。

なお、これらの新聞を購読していない方や折り込まれていなかった方は、十二月五日以降、区の施設、新聞販売店および区内郵便局に置いてあります。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、別表4の要件にあてはまる方は、郵便等投票制度が利用できます。

また、郵便等投票を行う方で別表5に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

郵便等による投票には郵便等投票証明書が必要で、

まだ郵便等投票証明書の交付を受けていない方や、投票日までに期限が切れる方は、選挙管理委員会に証明書の交付を申請してください。郵便等投票証明書が交付されている方には、十一月九日に投票用紙等の請求書をお送りしますので、投票日の四日前までに郵便等投票証明書を添えて請求してください。

選挙管理委員会事務局
☎(3546)5542

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

不在者投票
都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

別表4 郵便等投票該当者

障害等の区分	障害等の程度	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫機能障害、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

別表5 代理記載該当者

障害等の区分	障害名等	等級等
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症まで

情報コーナー(6頁からのつづき)

特別区(東京23区) 職員技術職採用PRイベント

平成25年度以降の職員採用試験の受験を希望する方へ、現役職員から経験談を交えた具体的な仕事内容・やりがいについてお伝えするとともに、質問・相談にお答えします。

日平成25年1月20日(日) 午後0時50分～4時 場明治学院大学(港区白金台1-2-37)

対平成25年度以降の採用試験の受験希望者であって、土木造園(土木・造園)・建築・機械・電気での受験を希望している方

定500人程度

申12月25日(消印有効)までに往復はがき(往信はがき裏面に「特別区職員技術職採用PRイベント参加希望」、住所、氏名・ふりがな、生年月日、電話番号、希望職種、質問(50文字以内)、返信はがき表面に申込者の住所、氏名を記入)または特別区人事委員会事務局ホームページから申込み。

申申込方法など詳しくは、特別区人事委員会事務局ホームページをご覧ください。

問〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課「特別区職員技術職採用PRイベント」係 電話(5210)9787

HPhttp://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

凡例 日日時 場会場 対対象 内内容 定定員 費費用 申申込方法 問問合せ(申込)先 HPホームページアドレス Eメールアドレス

若者のための就職面接会 in 中央区

おおむね35歳以下の若者を対象とした就職面接会を開催します。当日は希望する企業と面接ができますので、履歴書(写真貼付)を複数枚ご用意ください。

日11月28日(水) 午後1時～4時 (受付時間は午後0時30分から3時30分まで)

場区役所8階大会議室 [参加企業数]15社程度

費無料

参加企業名は、おおむね開催日の1週間前にハローワーク飯田橋のホームページに掲載します。

応募をご希望の方は、最寄りのハローワークで紹介状の交付を受け、面接会当日に会場へご持参ください。

詳しくはお問合せください。

問商工観光課商工観光係 電話(3546)5328 ハローワーク飯田橋職業相談部門 電話(3812)8609 (部門コード41#)

HPハローワーク飯田橋 http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/iidabashi.html

町会・自治会に加入しましょう!

町会・自治会は、地域に住み働く人たちが、住民同士の交流や地域行事、防犯・防災などの地域活動に取り組んでいる地縁による自主的な団体です。中央区には、現在174の町会・自治会があります。

ぜひ、町会・自治会に加入し、豊かで住みよいまちづくりにご参加ください。なお、居住地域の町会長・自治会長をご紹介しますので、お問合せください。

主な活動内容 ・情報交換 区や関係行政機関などからのお知らせを回覧・配布することにより、皆さんの生活に役立つさまざまな情報を提供しています。 ・防災活動

日頃から、もしもの災害に備えた防災訓練を実施するとともに、災害

用資器材の配備などを行っています。

防犯・交通安全活動 防犯パトロールや春秋の交通安全運動など、地域の安全安心のための活動を行っています。

環境美化活動 空き缶やびん、ペットボトルなどの資源回収や町内清掃などを通じて地域美化に努めています。

親睦活動 盆踊り大会や餅つき大会など、誰でも参加でき、地域の幅広い世代の方たちと触れ合うことができるイベントを実施しています。

町会・自治会の活動やお知らせなどは、「中央区町会・自治会ネット」ホームページをご覧ください。

事業主の皆さんへ

町会・自治会に加入し、区の商工業融資を利用した場合、借受人負担利率を優遇します。

京橋地域 地域振興課自治振興係 電話(3546)5336

日本橋地域 日本橋特別出張所地域活動係 電話(3666)4251

月島地域 月島特別出張所地域活動係 電話(3531)1151

中央区町会・自治会ネット http://chokai-jichikai.genki365.net

ベンチャー企業ホームページ掲載企業募集

区では、区内のベンチャー企業を支援するため、製品やサービスなどの企業情報を発信するホームページを開設しています。

このホームページに掲載を希望する方はお申込みください。なお、掲載は無料ですが、事前審査があります。

申込資格

区内の中小企業で信用保証協会の保証対象業種であること ・新商品、新サービスの開発、販売などを行っていること

区役所7階商工観光課で配布する申込書に記入し、添付書類とともに持参または郵送して申込み。

申請書はベンチャー企業ホームページからもダウンロードできます。

添付書類

登記簿、定款、決算書(直近2年

分)を提出。ない場合は事業計画書を提出し、1年以内に決算書を提出)の写し

問〒104-8404

中央区築地1-1-1

商工観光課中小企業振興係

電話(3546)5487

HPhttp://www.sangyo.city.chuo.tokyo.jp

生きがい活動支援室のご案内

これからの高齢社会を明るく活力あるものとしていくためには、高齢者が自ら生きがいを持って暮らし、社会活動にも積極的に参加することが求められています。多くの高齢者が、気軽に楽しく生きがいづくりに取り組めるよう、シニアセンター内に「生きがい活動支援室」を開設しています。皆さんのご利用をお待ちしています。

年末年始を除く毎日

午前9時～午後5時

対50歳以上の区内在住者

生きがいづくりに関する相談(健康・家庭問題・暮らし・社会参加など)を受け、実際の行動につながる助言を行っています。

仲間づくりや団体活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活できるよう、「生きがいひろば」や「生きがい活動リーダー」による健康吹矢講座などを開催しています。

社会参加活動を支援するため、「生きがい活動支援室だより」の発行や区主催の講座・教室、サークル活動などの情報を提供しています。

生きがい相談 いきいき館(敬老館)において、施設を利用している方を対象に次の日時で「生きがい相談」を開設しています。

いきいき桜川(桜川敬老館)

毎月第1・第3金曜日

いきいき浜町(浜町敬老館)

毎月第1・第3月曜日

いきいき勝どき(勝どき敬老館)

毎月第2・第4月曜日

(祝日、年末年始を除く)

午後1時～4時

問シニアセンター

電話(3531)7813

日本橋地域 お魚屋さん特売日 12月6日(木) 区民生活課消費生活係 電話(3546)5332



「こんにちはは中央区です」 司会の西谷祐紀子さん

放送事業者 東京ベイネットワーカー(株) 提供地域 東京ベイネットワーカー 提供地域と京橋・銀座・日本橋地区の一部を除いた区内全域 東京ケーブルネットワーカー(株) 提供地域 主に日本橋地域(馬喰町、小伝馬町、室町、本石町など) ケーブルテレビは地域によ

※問合せ先 広報番組の内容について 広報課広報係 電話(3546)5216 視聴方法などについて 東京ベイネットワーカー(株) 電話0120(4)3404 東京ケーブルネットワーカー(株) 電話(3814)2600 中央エフエム(株) 電話(3668)2727

テレビ広報 ケーブルテレビとコミュニティFMで放送している、区の広報番組についてご紹介します。 番組名 「こんにちはは中央区です」 主な内容 定例番組(毎週日～金曜日放送) 区政情報を中心に、区内のイベントや、区民の皆さんの活動の様子など 企画番組(毎週土曜日放送) 防犯・防災の啓発や区内の文化財・観光スポットの紹介など 放送事業者 中央エフエム(株) 主な自主番組 中央区の防災関連情報や、中央区観光特派員による区内の観光情報の紹介など 放送時間・チャンネルなどについて、テレビ広報は本紙七頁の欄外を、ラジオ広報は六頁の欄外をご覧ください。

ラジオ広報 番組名・主な内容 通常番組(毎週月～金曜日放送) 「中央区からのお知らせ」 区政情報や区の催し物などのお知らせ 企画番組(毎日放送) 「ウィークリースの架け橋」 区内のイベントレポート・音楽のリクエストなど

情報コーナー (7頁からのつづき)

水中エクササイズ教室

日平成25年1月12日～3月16日の毎週土曜日 計10回
午前10時30分～12時30分
場日本橋小学校温水プール
対50歳以上の区内在住・在勤者
内中高年齢の方を対象とした水中運動の教室です。泳げない方でも楽しめます。
定50名(申込多数の場合は抽選)
費・教室専用水泳帽代 550円
・施設使用料(毎回必要)
65歳以上の区民 無料
区民 350円
在勤者 500円

月島スポーツプラザ スポーツ教室のご案内

[教室実施期間]平成25年1月～3月
場月島スポーツプラザ
[教室種類]別表のとおり
◎教室により実施期間・実施回数異なります。

[申込締切]12月7日(必着)

別表 月島スポーツプラザ スポーツ教室

Table with 5 columns: 開催予定の教室, 曜日, 時間, 回数, 料金. Rows include キッズクラス(プール), 初心者水泳教室, 自由形水泳教室, 平泳ぎ水泳教室, ピラティス, ヨガ, 気功.

◎その他、楽しい教室を多数開催予定です。

日12月3日(必着)までに往復はがきに①～⑤(7頁記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無⑦在勤の方は会社名・所在地・電話番号を記入して申込む。
◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。
◎当選者は区役所6階スポーツ課窓口で手続きがあります。
◎この教室はリハビリを目的としたものではありません。個人の状況に応じた指導はできませんのでご了承ください。
◎学校行事の都合により、開催回数が増える場合があります。
日スポーツ課スポーツ事業係
☎(3546)5531

◎申込多数の場合は抽選となります。
◎申込方法についてはお問合せください。
◎中央区立総合スポーツセンターのホームページより月島スポーツプラザ教室案内をご覧ください。
日月島スポーツプラザ教室係
☎(3534)5883

スパークション(高波奈津・田村佳代子・小林コウジ)
[曲目]
・赤鼻のトナカイ
・サンタが街にやってくる
・星に願いを など
定各回86名(申込多数の場合は抽選)
費300円(中学生以下は無料)
日12月7日(必着)までに往復はがき(1枚につき5名まで)に①希望する回②住所③参加希望者全員の氏名・ふりがな④年齢⑤電話番号⑥在勤者の場合は勤務先の名称・電話番号を記入して申込む(電子申請も可)。
日104-0044
中央区明石町12-1
郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

勝鬃橋橋脚内見学ツアー 参加者募集!

日本最大規模の可動橋で国の重要文化財としても有名な勝鬃橋の橋脚内の開閉装置を見学できます。
日毎週木曜日(祝日、12月27日、平成25年1月3日を除く)
午前10時～、11時～、午後1時30分～、2時30分～
場かちどき 橋の資料館
定各回5名程度
費無料

[注意事項]次に該当する方の参加はご遠慮ください。
・橋脚内は高さ3.5mの垂直ばしごの昇降を必要とするため、安全面を考慮し、体力的に昇降が難しい方
・落下防止の安全装置を着用するため、体重100kg以上の方
・6歳未満の方、もしくは身長110cm以下の方
◎ツアーには汚れても良い服装・運動靴で参加してください。
◎女性の方はスカート、ハイヒールでの参加はご遠慮ください。
日往復はがきに②～⑤(7頁記入例参照)⑥希望日時(第5希望まで)⑦参加希望人数(5名まで)を記入して申込む。

[申込先]
〒163-0720
新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル20階
東京都道路整備保全公社「かちどき 橋の資料館」予約係
日東京都道路整備保全公社公益事業課
☎(5381)3380

税

たばこ税について

たばこ税は皆さんがたばこを購入した小売業者(たばこ屋)がある区役所などに納められます。平成23年度の特別区たばこ税は約31億1,295万円でした。この「たばこ税」は住民税とともに、子育て支援など区の行政サービスを皆さんに提供するための重要な財源となっています。
日税務課管理係
☎(3546)5265

国保・年金

保険料休日納付相談 (国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度)

保険料の支払い忘れや事情により遅れている方の納付相談を行います。
日12月9日(日)
午前10時～午後4時
場区役所4階保険年金課
[受付方法]
窓口および電話で受け付けます。
◎一括納付が困難な場合には分割納付などの相談にも応じますので、ぜひご利用ください。
◎平日連絡が取れない方向けに日曜日に電話で納付のご案内もしています。
日保険年金課収納係
☎(3546)5365

その他

都市計画(案)の公告・縦覧および説明会について

[都市計画(案)]
・月島一丁目地区地区計画の変更(案)
・月島一丁目西仲通り地区第一種市街地再開発事業の決定(案)
・高度利用地区の変更(案)
◎これらの案について、縦覧期間中に意見書を提出できます。また、説明会を開催しますので、ご参加ください。
[縦覧期間および意見書の提出期間]
12月4日(火)～18日(火)(閉庁日を除く)
午前9時～午後5時
[縦覧場所および意見書の提出先]
区役所5階地域整備課
[説明会]
日11月28日(水)
午後7時～
◎議事が終了次第、閉会します。
場区役所本庁舎8階大会議室
日地域整備課まちづくり推進主査
☎(3546)5448

防犯灯整備の助成

私道に新たな防犯灯を設置したり、古くなった防犯灯の建て替えをする場合、区で助成します。
日次のいずれかに設ける防犯灯
①幅1.2メートル以上で公道間を連絡する私道
②幅1.8メートル以上で一方が公道に連絡する延長20メートル以上の私道
③区長が特に必要があると認める私道
[助成金]
①の場合は全額、②・③の場合は90%
[工事]
区で工事を行い、完成後に申請者へ引き渡します。
日お問合せの上、所定の申請書を提出してください。
日水とみどりの課道路緑化施設係
☎(3546)5437

催し物

協働ステーション中央 市民活動交流サロンの開催

「市民活動交流サロン」では、区内のボランティア団体やNPO法人、区民などの交流を図ります。また、各団体の活動紹介も併せて行います。既に活動を始めている方も、これから活動を始めようと思っている方もこの機会に情報交換してみませんか。

日12月14日(金)
午後6時30分～8時30分

場協働ステーション中央

対NPO・ボランティアなどの社会貢献活動(市民活動)に興味のある方

内協働ステーション中央登録団体と区民の交流の一つとして、「情報発信」をテーマに活動団体の事例紹介(2～3団体)、意見交換会、交流会を行う。

定50名(先着順)
費無料

日11月21日(水)から電話またはファクス、Eメールに①～④(7頁記入例参照)を記入して申込む。

日協働ステーション中央

☎(3666)4761
FAX(3666)4762

Einfo-entry@kyodo-station.jp

東根市・河北町観光物産フェア in 月島西仲商店街

中央区と友好都市である山形県東根市が、隣町の河北町と合同で観光

物産展を開催します。旬の果物や山形県の特産品がたくさん並ぶ、おいしさ、楽しさいっぱいのイベントです。

日11月25日(日)
正午～午後5時

場月島西仲共栄会商店街(西仲通り一番街)

内「ラ・フランス」、「ふじりんご」、紅花関連商品や、いも煮の格安販売、米のつかみ取り等

日山形県東根市商工観光課
☎0237(42)1111
内線3118

日商工観光課商工観光係
☎(3546)5328

タイムドーム明石 プラネタリウム・クリスマスコンサート

日12月24日(休)
・1回目 子ども向け(4歳以上)
午前11時～正午
・2回目 大人向け(小学校4年生以上)
午後2時～3時15分

場タイムドーム明石プラネタリウムホール

対区内在住・在勤者

◎2回目に限り、小学校3年生以下のお子さんの応募はご遠慮ください。

内プラネタリウムの星空の下で、マリンバ演奏によるクリスマスにぴったりの音楽をお楽しみいただきます。聖夜に輝く星や星座の解説もお楽しみください。

[出演]
マリンバ・デュオ・なつかよプラ

凡例 日日時 場会場 対対象 内内容 定定員 費費用 日申込方法 日問問合せ(申込先) HPホームページアドレス Eメールアドレス

凡例
日時
会場
対象
内容
定員
費用
申込方法
問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る 学ぶ

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚 限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

①講座名など
②氏名・ふりがな
③〒・住所*
④電話番号
⑤年齢
その他必要事項

*在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入

◎固に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申込みも可能

施設

3月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘申込みのご案内

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
利用月	3月分	
在住者優先	専用はがき(区内在住者優先利用申込書)12月14日(金) 各施設必着 公共施設予約システム 12月1日(土)~14日(金) 午後11時 抽せん日 12月16日(日)	
空室申込 (どなたでも 申込みます) ヴィラ本栖直通バス 伊豆高原荘送迎バス	公共施設予約システムや現地への電話による申込みは、12月20日(木)から受け付けます。 ※申込(問合せ)先 「ヴィラ本栖」フロント ☎0120-162312 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	※申込(問合せ)先 伊豆高原荘フロント ☎0120-151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163
利用できない日	平成25年3月1日(金)~26日(火) (改修工事のため)	平成25年3月31日(日) (設備点検などのため)

◎公共施設予約システムは、区のホームページや、区役所、日本橋・月島区民センターに設置してある利用者端末をご利用ください。

◎伊豆高原荘をご利用の際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で2階の部屋を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。

◎ヴィラ本栖は、大規模改修工事のため、平成25年3月26日(火)まで休館しています。休館中は、ヴィラ本栖の電話受付時間を、午前9時から午後5時までとさせていただきますのでご了承ください。

◎区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。

◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています。

◎詳しくは、区役所・区民センター・区民館などに設置しているパンフレットをご覧ください。また、各施設にお問合せください。

問地域振興課区民施設係 ☎(3546)5623

保健・医療・福祉

健康手帳の交付

健康診査などの結果を記録し自らの健康管理を図ることを目的に健康手帳を配布しています。

健康診査などの記録、歯の健康観察の記録、健康の記録、がん検診・健康診査のお知らせ、土曜・休日診療案内

費無料

[配布場所] 区役所4階福祉保健部管理課、中央区保健所健康推進課、日本橋・月島保健センター

問福祉保健部管理課保健係 (3546)5397

講座

ホームページ作成セミナー ~商用Web初級編~

中小企業のITへの積極的な取り組みを支援するため、商用Webを作成するにあたっての基礎知識の習得や実際にホームページビルダーを使ってホームページを作成する講座を開催します。

日平成25年1月8日(火)~24日(木)の毎週火・木曜日 計6日
午後6時30分~9時

場ハイテクセンター研修室
対区内中小企業の経営者・従業員、個人事業主で、WindowsでWord・Excelの基本操作ができる方

内商用Webの基礎知識、サイトの制作実習

定20名(申込多数の場合は抽選)

費6,000円

申12月20日(必着)までに申込用紙に記入して郵送またはファクスで申込み(電子申請も可)。

◎ファクスで申込み方は送信後、商

工観光課に受信したか確認の電話をしてください。

◎申込用紙は、区役所7階商工観光課、日本橋・月島特別出張所、ハイテクセンター、産業会館などにあるチラシの裏面をご利用ください。また、区のホームページからもダウンロードすることができます。

問〒104-8404

中央区築地1-1-1
商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487
FAX(3546)2097

経営セミナー

日12月11日(火)

午後2時~4時

場区役所8階大会議室

対区内中小企業経営者および従業員
内商工業経営者や幹部社員の方を対象に、経営に役立つ専門知識の習得を目的とした経営セミナーを開催します。

[テーマ]あなたにもできる!!ホームページを営業マンにする方法

[講師](株)東京ドアーズ代表取締役 村山哲治

定100名(先着順)

費無料

申11月21日(水)から区役所7階商工観光課で配布する申込書に記入してファクスで申込み。

◎申込書は区のホームページからダウンロードできます。

問商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487
FAX(3546)2097

子育てクッキング教室

日12月11日(火)

午後1時30分~3時30分

場月島保健センター

対2歳6カ月~4歳までの幼児と保護者
内・保護者

幼児向き料理とは(料理紹介と話)
・幼児
大型絵本と紙芝居(食育遊び)
・親子一緒
みんなで楽しく試食

定15組(申込多数の場合は抽選)

費無料

申12月3日(月)までに電話で申込み(電子申請も可)。

問月島保健センター健康係

☎(5560)0765

ミニマフラー作り

日12月18日(火)

午後1時~4時

場京橋区民館2階2号室

対区内在住・在勤・在学者

内1日のできるバイアス編みのミニマフラーを作ります。

定20名(申込多数の場合は抽選)

費無料

[持ち物]7号または8号棒針2本と4号かぎ針1本(持っていない方には区民館で用意します)

申11月21日(水)から30日(金)までに電話で申込み。

(受付時間 午前9時~午後5時)

問京橋区民館

☎(3561)6340

クリスマスリース講習会

日12月12日(水)

午後7時~8時30分

場新富区民館洋室(2階7号室)

対区内在住・在勤・在学者

◎7カ月以上のお子さんの保育をします。保育を希望する方は、12月5日(水)までに電話で申込んでください(13名程度、申込多数の場合は抽選)。7カ月未満のお子さんや保育で預かりできない方は、保護者と一緒にご参加ください。

個性豊かなフラワーアレンジメントのリースを作ります。

定15名(申込多数の場合は抽選)

費無料

[持ち物]キッチンばさみ、ゴミ袋、作品を持ち帰るための袋(直径25cm程度のリースが入るもの)

申11月21日(水)から28日(水)までに電話で申込み

(受付時間 午前9時~午後5時)。

問新富区民館

☎(3297)4038

アレルギー講習会

「アトピー性皮膚炎の治療とスキンケア」

日12月12日(水)

午前10時~正午

場月島保健センター多目的室

対区内在住の乳幼児の保護者

内アトピー性皮膚炎の治療とスキンケア、日常生活の注意点

[講師]皮膚科医師 下川博未

定30名(先着順)

費無料

申11月22日(木)から電話で申込み。

問月島保健センター健康係

☎(5560)0765

離乳食講習会

日時	12月7日(金)	12月13日(木)	12月18日(火)
会場	中央区保健所 2階 栄養室	日本橋保健センター 5階 料理講習室	月島保健センター 栄養室
対象	9~11カ月ごろの乳児の保護者	7~8カ月ごろの乳児の保護者	5~6カ月ごろの乳児の保護者
内容	3回食の進め方・離乳食の作り方の紹介・試食(保護者のみ)		
定員	各20名(先着順)		
費用	無料		
申込方法	11月22日(木)から電話で申込み。		
申込(問合せ)先	中央区保健所 健康推進課(栄養担当) ☎(3541)4260	日本橋保健センター 健康係 ☎(3661)5071	月島保健センター 健康係 ☎(5560)0765

スポーツ

ゴルフ教室(初心者・初級者)

初心者・初級者向けの内容で2期連続で開催します(内容は各期とも同じです)。

日・第1期

平成25年1月8日~2月1日の毎週火・金曜日 計8回

・第2期

平成25年2月5日~3月1日の毎週火・金曜日 計8回
午後6時30分~8時30分

場・初回~3回目

総合スポーツセンター

・4回~8回目
フジゴルフセンター(江東区木場)

対18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)

定各期30名(申込多数の場合は抽選)

費6,500円(別途ボール代を自己負担)

申12月6日(必着)までに往復はがきに①~⑤(7頁記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無⑦希望する期⑧在勤の方は会社名・所在地・電話番号を記入して申込み。

◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。

◎当選者は区役所6階中央区体育協会事務局窓口で手続きがあります。

問中央区体育協会事務局

☎(3546)5729

トピックス



中央区まるごとミュージアム2012

11月4日、「中央区まるごとミュージアム2012」が区内全域で開催されました。当日は区内を巡るバスや船が無料で運行され、「銀座あおぞらDEアート」や画廊巡りなどさまざまな文化イベントが行われました。秋晴れの一日、訪れた皆さんは中央区の魅力堪能していました。

中央区地域防災計画の修正にあたり ご意見を募集します

この計画修正は、東日本大震災を踏まえて都が平成二十四年四月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく区の新たな被害想定に對して、その対策を示したものです。

今回、本区の防災対策の強化・推進を図るため、見直し項目などを取りまとめ、「中央区地域防災計画修正の概要(案)」を作成しました。この案について、区民の皆さんからのご意見を募集します。

意見の提出期限
12月11日(火)

閲覧場所

修正の概要(案)の内容は、区役所一階危機管理課・まごころステーション・情報公開コーナー、日本橋・月島特別出張所、または区のホームページでもご覧いただけます。

意見の提出方法

住所、氏名(団体名の場合代表者名を含む)、年齢、電話番号などの連絡先を明記して、区役所一階危機管理課に直接、郵送、ファクス、Eメールまたは区のホームページのパブリックコメント(区民意見提出手続き)からお寄せください。

修正の概要

今回の地域防災計画修正の主な項目は、次のとおりです。**新たな減災目標の設定**

- ・ 都の減災目標と連動し、平成三十二年を達成年度と定め減災目標を設定します。
- ・ 死者を六割減少させる。
- ・ 住宅からの避難者を四割減少させる。
- ・ 建物の全壊棟数を六割減少させる。

計画修正の取り組み

減災目標を達成するため、東日本大震災の教訓や本区の実情を踏まえて防災対策の強化・推進を図っていきます。

・ 本区の防災対策の強化
※意見の提出(問合せ)先
〒104-8404
中央区築地1-1-1
危機管理課危機管理係
☎(3546)5087
FAX(3546)9557
メールアドレス
hosaikeikaku@city.chuo.lg.jp

二十歳の記念 「新成人のつどい」

区では、二十歳を迎える皆さんの門出を記念して「新成人のつどい」を開催します。

この「新成人のつどい」は新成人を中心とする実行委員が企画・運営を行います。厳粛な式典と楽しいつどいの中で、これまでの二十一年間に感謝し、大人へのステップをともに祝ひたいと思います。恩師の方々もお招きします。

日時 平成25年1月14日(祝)
・ 受付 午前10時40分
・ 式典 午前11時30分
(2時間程度)

会場 ロイヤルパークホテル(日本橋蛸殻町2-1-1)

対象 平成四年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた方

内容 ①記念式典(手話通訳があります)
②新成人のつどい
懇談(立食パーティ形式)や抽選会などのアトラクション

案内状 十二月中旬に送付します(案内状に入場券を同封しますので、当日お持ちください)。

◎中央区にお住まいでも、転入手続きをしていないと「案内状」をお届けすることができません。区内にお住まいの方は早めに転入手続きをしてください。

◎対象者で「案内状」が届かない場合はご連絡ください。

◎「新成人のつどい」には、新成人以外の方は出席できません。

※問合せ先
中央区新成人のつどい実行委員会事務局(文化・生涯学習課内)
☎(3546)5305



▶ 昨年の「新成人のつどい」

区内の文化財

板絵着色お千世の図額附目録

区民有形文化財歴史資料
八重洲二丁目2番5号
日本橋西河原地蔵寺教会

日本橋から一石橋にかけての南側には、江戸時代から昭和初期まで西河原町(現在の八重洲一丁目2番および日本橋一丁目2番の一部)という東西に細長い町がありました。享保三年(一七一八)、この西河原町の中ほどに堂宇を建立し、天台宗の僧天海の持仏(守り本尊として身近に置いて信仰する仏像)と伝わる地藏菩薩を安置したのが日本橋西河原地蔵寺教会の始まりです。本尊の地藏菩薩は、目を限つて至心に祈願すると霊験あらたかであることから、日限地藏と称され、寿命を延ばし、福利を授ける延命の祈願寺として古くから信仰を集めてきました。



▶ 板絵着色お千世の図額

また、額面向つて右下には、花柳章太郎が詠んだ句「桃割に結びてもらひし春日かな」の墨書と朱印、向つて左下には、小説家・泉鏡花(一八七三〜一九三九)が詠んだ句「初蝶のまひまひ拝す御堂かな」の墨書と朱印がみられるほか、本図を描いた日本画家・小村雪岱(一八八七〜一九四〇)の朱印なども確認できます。

当図額が西河原地蔵堂へ奉納された経緯については、次のような逸話が伝えられています。大正四年(一九一五)三月、本郷春木町(現在の文京区本郷三丁目)の本郷座(新派劇や革新歌舞伎の劇場)で上演予定であった「日本橋」(大正三年に発表された泉鏡花の小説「日本橋」を脚色・劇化)の配役にあたり、当時まだ駆け出した花柳章太郎は、演目とゆかり深い西河原地蔵堂へ祈願に訪れたといわれています。

そして昭和十三年(一九三八)三月、二回目のお千世役である明治座での「日本橋」上演の折、花柳は小説「日本橋」(千草館刊行)の装幀を手掛けた小村雪岱に、自身が演じたお千世の描画を依頼し、原作者の泉鏡花と自身の自筆と思われる句を額面に書き添え、西河原地蔵堂へ報謝のために奉納しました。なお、同寺には、花柳が持参した図額の内容も現存しており、記載内容から奉納の経緯を知ることができます。

明治期に繁栄した日本橋花街現在の八重洲一丁目・日本橋二丁目・日本橋三丁目にあたる「檜物町」「数寄屋町」「元大工町」「上槇町」などの町々を舞台とする「日本橋」には、春の朧夜の「石橋」や縁結びの西河原地蔵尊など、本区に関係の深い場所がストリーリーの中心をなしています。花柳界に生きる対照的な性格の二人の日本橋芸者(稲葉家のお孝・瀧の家の清葉)と若い医学士の葛木晋三、そして稲葉家の可憐な雛妓(半玉)お千世がからむ波瀾に満ちた恋物語が、区内を舞台に展開されていきます。

新派の名狂言「日本橋」にゆかりある人々によつて制作・奉納された当図額は、日本の演劇史のみならず地域史的な資料としても貴重な文化財といえます。

中央区主任文化財調査指導員 増山一成